

市議会定例会提出議案（藤沢市公民館条例の一部改正）に同意することについて

次のとおり藤沢市公民館条例の一部改正について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2004年（平成16年）11月12日提出

藤沢市教育委員会

教育長 中 村 喬

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市公民館条例の一部改正について
藤沢市公民館条例の一部を次のように改正する。

2004年(平成16年)12月1日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例

藤沢市公民館条例(昭和34年藤沢市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条から第9条までを次のように改める。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を使用する日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 教育委員会は、公用又は公益のため必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(既納使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができないと認めるときは、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第7条関係)

名 称	室 名	使用料(円)	
		時間区分A	時間区分B
藤沢市立藤沢公民館	第1談話室	100	150
	第2談話室	200	300

	第3談話室	100	150
	第4談話室	100	150
	第5談話室	100	150
	調理室	200	300
	和室	300	450
	実習室	300	450
	ホール	800	1200
済美館	学習室A	200	300
	学習室B	400	600
	和室A	100	150
	和室B	300	450
	武道場	600	900
藤沢市立村岡公民館	第1談話室	100	150
	第2談話室	100	150
	多目的室	300	450
	第1和室	200	300
	第2和室	100	150
	子ども室(ミーティング室)	100	150
	調理室	100	150
	実習室	100	150
	学習室	200	300
	文化室	200	300
	ホール	1000	1500
	藤沢市立六会公民館	第1談話室	100
第2談話室		200	300
調理室		100	150
和室		100	150
保育室(ミーティング室)		100	150
ホール		400	600

	会議室	200	300
	トレーニングルーム	300	450
	体育室	1000	1500
藤沢市立片瀬公民館	第1談話室	200	300
	第2談話室	100	150
	第3談話室	100	150
	和室	100	150
	実習室	200	300
	ホール	400	600
片瀬しおさいセンター	音楽室	100	150
	和室	100	150
	工芸室	200	300
	トレーニング室	300	450
	体育室	1000	1500
藤沢市立明治公民館	第1談話室	100	150
	第2談話室	200	300
	第3談話室	100	150
	調理室	100	150
	和室	100	150
	ホール	600	900
	文化室	200	300
	体育室	1000	1500
藤沢市立御所見公民館	第1談話室	100	150
	第2談話室	200	300
	調理室	100	150
	和室	100	150
	3階ホール	400	600
	3階会議室	100	150
	青少年ホール	800	1200

藤沢市立遠藤公民館	第1談話室	200	300
	第2談話室	100	150
	第3談話室	100	150
	調理室	100	150
	和室	100	150
	音楽室	100	150
	保育室(ミーティング室)	100	150
	ホール	800	1200
	青少年ホール	800	1200
藤沢市立長後公民館	第1談話室	200	300
	第2談話室	200	300
	第3談話室	100	150
	第4談話室	100	150
	和室	100	150
	文化室	300	450
	ホール	600	900
	実習室	200	300
	体育室兼ホール	1000	1500
	工作室	100	150
	保育室(ミーティング室)	100	150
藤沢市立・堂公民館	第1談話室	200	300
	第2談話室	100	150
	第3談話室	100	150
	第4談話室	100	150
	和室	200	300
	実習室	100	150
	市民アトリエ	200	300
	ホール	600	900
藤沢市立善行公民館	第1談話室	100	150

	第2 談話室	2 0 0	3 0 0
	和室（まつ）	1 0 0	1 5 0
	和室（ふじ）	1 0 0	1 5 0
	実習室	2 0 0	3 0 0
	文化室	1 0 0	1 5 0
	体育室兼ホール	1 0 0 0	1 5 0 0
藤沢市立湘南大庭公民館	第1 談話室	3 0 0	4 5 0
	第2 談話室	2 0 0	3 0 0
	第3 談話室	1 0 0	1 5 0
	第4 談話室	1 0 0	1 5 0
	和室（まつ）	1 0 0	1 5 0
	和室（ふじ）	1 0 0	1 5 0
	文化室	1 0 0	1 5 0
	実習室	2 0 0	3 0 0
	子ども室(ミーティング室)	1 0 0	1 5 0
	小ホール	8 0 0	1 2 0 0
	体育室兼ホール	1 0 0 0	1 5 0 0
	藤沢市立湘南台公民館	第1 談話室	2 0 0
第2 談話室		1 0 0	1 5 0
第3 談話室		1 0 0	1 5 0
第4 談話室		1 0 0	1 5 0
調理室		1 0 0	1 5 0
和室（まつ）		1 0 0	1 5 0
和室（ふじ）		1 0 0	1 5 0
文化室		1 0 0	1 5 0
子ども室(ミーティング室)		1 0 0	1 5 0
ギャラリー		2 0 0	3 0 0
ホール		6 0 0	9 0 0
体育室 A		5 0 0	7 5 0

	体育室 B	5 0 0	7 5 0
藤 沢 市 立 鵜 沼 公 民 館	文化活動室	3 0 0	4 5 0
	学習室 1	2 0 0	3 0 0
	学習室 2	3 0 0	4 5 0
	和室 1	2 0 0	3 0 0
	和室 2	1 0 0	1 5 0
	創作実習室	3 0 0	4 5 0
	ホール	1 0 0 0	1 5 0 0
	第 1 談話室	1 0 0	1 5 0
	第 2 談話室	1 0 0	1 5 0
	第 3 談話室	3 0 0	4 5 0
	第 4 談話室	1 0 0	1 5 0

備考

- この表において「時間区分 A」とは、午前 9 時から午前 11 時まで、午前 11 時から午後 1 時まで、午後 1 時から午後 3 時まで、午後 3 時から午後 5 時まで又は午後 5 時から午後 7 時までの 1 の時間区分をいう。
- この表において「時間区分 B」とは、午後 7 時から午後 10 時までをいう。

附 則

- この条例は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 7 条から第 9 条まで及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の公民館の施設の使用に係る使用料について適用する。

提案理由

この条例を提出したのは、公民館の施設の使用料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を新たに定める必要による。